旭川市雪対策基本計画アクションプログラム実施状況報告(令和3年度)意見調書集約結果

資料1

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(1)企業の除雪事業への参入意欲の促進	P3	新規参入業者の排雪ダンプの管理方法の確認 が必要である。	雪対策課 土木事業所	排雪ダンプトラックについては、業務委託の着手時に「排雪運搬車両調書」の提出を受けており、 その管理方法など受託者と協議しながら確認を 行います。
		(2)除雪企業への除 雪車両の貸与	P1	目標数値は、除雪企業の実態と乖離した機種や 台数では意味がないので、目標を 決める前に聞き取り調査等が必要である。 「除雪車両等更新計画」の再検討が必要では。	雪対策課 土木事業所	除雪車両の保有状況や貸与要望は除雪企業から聞き取りを行っています。目標数値は除雪車両等更新計画の数値ですが、計画を見直した際に目標数値の再設定を行います。
1-1	安定した除排雪体制の確保	(4)次世代への除雪 技術の継承		若手オペレータの確保のため、昼間の除雪体制 の構築を考えてはどうか。	雪対策課 土木事業所	2ページの「若年層の入職・定着の促進」に記載のとおり、「夜間や休日作業など作業形態の見直しの検討と検証」に取り組んでいく考えです。また、4ページの「除雪水準や除雪出動基準,除雪管理基準の見直し」に記載のとおり、令和4年度から「日中除雪や計画除雪の検討」に取り組む予定です。
			P3	オペレーター表彰の表彰基準の再考(経験年数以外の基準を検討)	雪対策課 土木事業所	3ページの「除雪企業における若年層の入職・定着の促進」の「今後必要なこと」に記載のとおり「取組の拡充や更なる取組の推進」に取り組んでいく考えです。
				除排雪に限らず、技術革新による解消が先か、 担い手の枯渇が先かという問題になってくると感 じており、若年層の入職を促す働きかけは勿論、 オペレータの処遇改善を含め抜本的な策を講じ る必要性がある。	雪対策課 土木事業所	2ページの「除雪企業における若年層の入職・定 着の促進」に記載のとおり「夜間や休日作業など 作業形態の見直しの検討と検証」に取り組んで いく考えです。
1-2	効率的かつ効果的な 車道除雪の推進		P6	路線種別に捉われない地域道路環境及び気象 状況に即した、臨機応変な除雪・排雪対応がで きる仕組みつくりの構築	雪対策課 土木事業所	基本計画において、道路機能や役割に応じた路線種別ごとの除雪水準、早朝除雪や連続降雪に対応した出動基準を設定しています。今後は、限られた人員・体制においても持続的に除雪作業を行えるような作業手法と並行して考えていく必要があると考えています。
1 2			-	3官庁間の連携でダンプ不足を補うための情報 共有と接続する道路の交換.委託はできないか。	雪対策課 土木事業所	令和3年度に国・道・市の3者で締結した道路除排雪における連携協定において、「排雪ダンプの調整等効率的な排雪作業への取り組み」に相互で協力することとしています。交換除雪については、協議が必要と考えています。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(2)除雪出動基準の 設定	P6	公共交通路線や学校、病院などの主要路線を確保するのが最優先ではないか。災害的な豪雪になっても「主要路線まで出れば何とかなる」という意識を市民に持ってもらえる。そのためにも、事前広報と除雪体制、応援要請(教育庁、開発、土建、消防、関係機関等)に前々日から周知することを心掛けてはいかがか。		基本計画では、バス路線など交通量が多い幹線 道路などを緊急除雪路線として定め、豪雪時に 優先的に除排雪作業を実施することとしていま す。また、平時から関係機関と連携を図ることと しており、可能な範囲で事前周知に努めたいと 考えています。
		(3)除雪管理基準の 設定	P6	生活道路の圧雪管理を30cmから15cmまで低くして、春先の暖気によるザクザク路面の解消にもっていく。		圧雪管理については、4ページの「除雪水準や除雪出動基準、除雪管理基準の見直し」に記載のとおり、令和3年度から「新たな路面管理手法の試行」に取り組み、今後も試行と検証を継続していく考えです。
				気候変動に応じた新たな路面管理手法の検討や、試行を継続的に実施し、環境変化に合わせた基準の見直しは適宜実施してほしい。		御意見のとおり「新たな路面管理手法」の試行と 検証を継続していく考えです。
1-2	効率的かつ効果的な 車道除雪の推進	(4)交差点における 雪処理の強化	P7	重大事故が発生しやすい交差点付近を中心に 除排雪を行い、見通しを確保して、効果的な除雪 とすべき。		基本計画に基づき、「幹線道路の交差点付近の幅員確保」や「生活道路における交差点の見通し確保」に取り組んでいます。また、令和3年度に国・道・市の3者で締結した道路除排雪に関する連携協定において、「冬期渋滞箇所の除排雪作業への取り組み強化」に相互で協力することとしています。
		(5)除雪作業の管理 強化による作業精度 の向上	P7	GNSSシステムの本格導入に向け、その効果の 検証を望む。		御意見のとおり、GNSSシステムの効果を検証 し、全市への本格導入を進めていきます。
		(6)除雪センターの強 化	P7	地域住民・行政・除雪企業の連携の基軸となる、 4地区除雪センターの統括運営管理の強化推進 (センター運営に対する地域住民や行政の係わ り方の検討)	雪対策課 土木事業所	5ページの「要望処理体制の強化と負担の軽減」 に記載のとおり、令和3年度から「要望処理セクションの設置や地域住民との連携の検討」に取り組んでいるところです。
		(7)除雪業務評価制 度の充実	P7	企業評価制度を活用した企業表彰の導入により 企業の社会貢献意識とモチベーションの向上を 図る。	雪対策課	6ページの「除雪業務評価制度要」に記載のとおり、令和2年度に評価制度を見直し、令和4年度の導入方法について聞き取りを行っているところです。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(1)歩道除雪路線の 選定基準の設定	P9	冬期間に歩道除雪がされていないため、悲惨な 交通事故が発生しているので、バス通りだけでも 必ず歩道除雪をすべき。歩道幅員の1mくらいで もよい。	雪対策課土木事業所	バス路線は、一部の歩道がない路線を除き、ほとんどの路線で歩道除雪を実施しています。歩道除雪作業は、小型のタイヤショベルで行うこと,除雪時の堆積スペースの確保が必要となることから,原則的に有効幅員が2m以上の歩道を対象としています。除雪手法の工夫や歩道除雪のあり方について、除雪連絡協議会、雪対策審議会や除雪企業の意見も伺いながら、検討を進めていく考えです。
				路線毎に歩道除雪の要否を再考してみてはどうか。冬期間の歩行者等の通行量によっては除雪を見合わせる等、歩道除雪延長を見直すことで、コストや稼働の軽減を図れる。	雪対策課 土木事業所	8ページの「歩道除雪路線の見直し」に記載のと おり、地域や除雪企業の意見を参考に「道路環 境の変化に合わせた歩道除雪路線の修正」を 行っています。
1-3	歩道・通学路の安全	会 (3)学校周辺など通 学路の安全確保	P9	通学路の歩道除雪は、児童の安全確保のためにも必ず行っていきたい。地域住民の除雪パトロール等により危険な箇所をチェックしていく。	学校保健課 雪対策課 土木事業所	通学路の歩道除雪については、8ページの「通学路の除排雪の強化」において、「通学路の除排雪の強化の継続」や「地域ぐるみの安全対策の推進」に取り組むこととしていますが、全ての通学路を歩道除雪することはできないため、学校や地域、除雪企業と意見交換しながら、重点的に対応する箇所を選定して取り組んでいく考えです。
1-3	確保			行政やボランティア、安全協会、防犯協会、保護者会、学校などの除雪の取組のほか、独自に努力やアイデアなどで期間中に、通学路の安全確保に貢献した学校を表彰し、学校で何か役立つものをプレゼントするとともに取組事例として全国にアピールする。	学校保健課 雪対策課 土木事業所	今後の取組の参考としますが、本市では、旭川 市市制施行100年を記念し、様々な分野でまち づくりに尽力された方やまちづくりに参画されて いる方などの表彰も行っています。
				情報発信にもあるが、通学路については排雪実 施日の通知とパトロールの依頼	学校保健課 雪対策課 土木事業所	排雪予定日は、気象状況や作業進捗により変動する場合があるほか、雪出しを助長する可能性があるため、旬間ごとに公表しています。排雪実施日を通知する考えはありませんが、登下校時の見守り活動など、地域ぐるみの安全対策を推進する考えです。
				地域によって降雪量が違うと思うので、学校への 通学路や歩道の除雪作業について、学校側との 話し合いはできないのか。		毎年、各学校から寄せられる交通安全施設整備 等要望において、除排雪の要望も受け、危険箇 所など事前に情報交換を行っています。
				子供たちの安全確保のため、通学路の除排雪 の強化、地域ぐるみの安全対策の推進に、より 一層取り組まれることを望む。	学校保健課 雪対策課 土木事業所	歩道除雪ができない通学路については、除雪手 法の工夫や歩道除雪のあり方について、除雪連 絡協議会、雪対策審議会や除雪企業の意見も 伺いながら、検討を進めていく考えです。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
	歩道・通学路の安全	(3)学校周辺など通 学路の安全確保		積雪が多くなると、一般の家庭から出される雪や・機械による除雪により、子供達の背丈を超えるような雪山ができる。各地域(学校単位)の保護者に登下校の見守りをお願いし(学校のPTAと連携し)、そういった情報を集約し、連絡することで、危険箇所を事前に把握できるのではないか。	字仪保健課	8ページの「通学路の除排雪の強化」に記載のとおり、「地域ぐるみの安全対策の推進」に取り組むとともに、審議会で基本計画を見直しした「通学路など優先的に見通しを確保する箇所をあらかじめ選定し、雪処理を強化する。」取組に向け、情報収集を進める考えです。
1-3			P9	市民委員会、町内会等との連携や、除雪機や小型除雪車を所有する異業種の企業や個人にも、対価を支払った上で、市の除排雪事業への参入を促し、近隣の学校周辺の通学路(歩道に限る)等については地域が請け負っていくような仕組み作りができれば、除雪業者の負担軽減ときめ細かい歩道除雪の体制がとれるのではないか。	雪対策課	小型除雪機の貸付けについて、地域除雪活動する団体に貸出期間を2週間まで延長する試行を行いましたが、反応が少ない状況です。除雪機や小型除雪車を所有する企業や個人に対価を支払い、市の除排雪作業を請け負ってもらうことは、道路使用許可や損害保険加入など課題がありますが、今後の取組の参考とします。
		(1)ロードヒーティン グの設置基準の設定		坂道など雪融けの時期に危険な場所のロード ヒーティングを新たに計画してほしい。	雪対策課 土木事業所	ロードヒーティングの整備は、交通量が多く勾配が急な坂道や交差点、歩道などを中心に整備を行ってきましたが、建設費や維持管理費が非常に高価であることから、除排雪の強化や防滑砂散布などロードヒーティングに替わる路面管理手法への移行を進めています。また、継続使用中の施設も老朽化が進んでおり毎年数カ所づつ改修を進めている中では、新たな箇所の計画は難しい状況です。
1-4	凍結路面対策			冬場の坂は下りが重要視されがちだが、渋滞時に上方に大型車がいて、そこで停まってしまうと、大型車がすべって先へ進めず下ってきてしまう場合もあり、後方のの車が逃げ場を失うこともある。登り側にもう少し下の方から凍結対策ができないか。	雪対策課 土木事業所	ロードヒーティングは、建設費や維持管理費が非常に高価であることや、国の交付金などを活用して新設・更新を行っていることから、設置面積を広げることは難しいと考えています。除排雪の強化や防滑砂散布などで対応する考えです。
				ロードヒーティング設置済みの箇所を含め、設置・更新の基準見直しが必要ではないか。路面 状況を適切に把握した中で、効果的な防滑砂の 散布を行ってほしい。	雪対策課 土木事業所	新たな施設の設置を計画的に進めることは難しい状況ですが、施設の更新は、国の交付金などを活用して順次更新する考えです。また、防滑砂散布につきましては、御意見のとおり、路面状況を適切に把握し進めていきます。
		(3)防滑材の散布	P11	通学路の交差点は特に滑りやすいので、ボラン ティアの人に防滑材を散布してもらう。	雪対策課 土木事業所	通学路の防滑砂散布については、9ページの「通学路の砂散布」に記載のとおり、「地域除雪活動等を含む協働による砂散布体制の継続と推進」に取り組んでおり、今後も継続していきます。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(3)防滑材の散布		防滑剤散布については交通事故抑制の観点から警察との連携を更に強化するべき。	雪対策課土木事業所	防滑材の散布は、交通事故が多発している又は おそれがあるなど、警察からの要請により緊急 散布を行う場合があります。また、警察に防滑材 を提供して、状況に応じて散布できるよう協力い ただいています。
1-4	凍結路面対策		P11	バス路線と主要交差点への砂まき対策を重点に 実施する。全てを解消するのは難しいが、信号 待ちの車両が熱する温度で表面がツルツルにな るので交通量の多い主要路線の交差点を開発、 自治体、土現、企業の道路パトロール車で手分 けしながら実施する。ほか、砂袋の配置。	雪対策課 土木事業所	防滑材は、国道・道道・市道それぞれでパトロールを行い、路面状況を把握しながら散布しています。また、坂道などスリップの多い箇所に砂箱を設置し、運転手自ら必要に応じて散布し、砂袋は適時補充しています。
		(1)雪処理施設の配 置計画の策定	P14	4地区毎の降雪量に見合った雪処理施設の再検証が必要。 雪処理施設の有効的な利用は排雪現場から少しでもに近くに投雪することで、ダンプトラックの効率化を図れコスト縮減に繋がるので、国・道・市の調整及び連携を強化するべき。	雪対策課 土木事業所	12ページの「雪処理施設配置計画の見直し」に記載のとおり、「雪処理量の検証と計画搬入量の検討」に取り組んでいます。また、令和3年度に国・道・市の3者で締結した道路除排雪における連携協定において、「河川敷・公共遊休地等における雪堆積場の活用・調整」に相互で協力することとしています。
1.5				旭川駅や観光施設の近くの河川敷に雪山で駐車場を造り、無料駐車場にして、交通渋滞の解消と観光大型バスや一般車両等の駐車兼集客に利用する。	雪対策課 土木事業所	河川敷の雪堆積場を駐車場に活用することは、 河川管理上の使用許可や融雪による車両のス タックなど管理上の課題も多く、現実的ではない と考えています。
1-5	雪処理施設の確保			市民開放施設への入場車両の過積載車両や大型車両の受入制限を行う。 雪押場にブルーシートを敷いてのゴミ対策。	雪対策課 土木事業所	一般の排雪車両の過積載は、ホームページに掲載するなど注意喚起を行うことは可能ですが、受入制限は難しいと考えています。雪堆積場のごみ対策は仕様書に定め、適切に管理しています。
		(4)流雪溝・消流雪用 水導入事業の推進		流雪溝の投雪担い手の確保として有償ボラン ティア等を検討してはどうか。	雪対策課 土木事業所	流雪溝は、建設費や維持管理費に高額な費用を要していることに加え、一部の利用されていない箇所では、危険回避や交通障害解消のため 排雪する場合もあり、更に費用を要して有償でボ
			F 14	流雪溝区間の有償ボランティアでの投雪。	雪対策課 土木事業所	(デュリカリカリア)、 受に負用を安して有償でポランティアを募るのではなく、沿線住民の利用促進に取り組む考えですが、今後の検討のひとつとします。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
1-5	雪処理施設の確保	(5)地域の雪押し場 の確保	P14	地域の雪押し場の確保のために、空き地・各企業の空いている駐車場を調べて確保する。	雪対策課 土木事業所	地域の雪押し場は、融雪後のごみ処理や土地所 有者の把握・交渉、一時仮置き後の対応など課 題もありますが、地区除雪連絡協議会などと連
				市内各所にある空き地や遊休地の活用に取り組まれることを望む。	雪対策課 土木事業所	携しながら確保していく考えです。
				3官庁の連携協定に災害級の暴風雪や豪雪の 対応を明記すべき。	雪対策課 土木事業所	令和3年度に国・道・市の3者で締結した道路除排雪における連携協定には、「災害級の暴風雪や豪雪の対応」について明記していませんが、雪害時においても同様に連携して取り組む考えです。
		(1)豪雪時除雪体制 の構築	P17	気象庁等からの情報収集体制を確立して、暴風 雪や豪雪に備えるべき。	土木総務課 雪対策課 土木事業所	暴風雪や豪雪に備えるため、雪害対策要綱や要領に基づき、常に気象台と情報共有を図るともに、様々なソースを活用して情報収集を行っています。
	見用売り支売。の供			緊急除雪路線図とあるが、除雪・排雪の路線の 優先順位があるのか。 災害の基準があるのか。	雪対策課 土木事業所	基本計画に基づき、バス路線など交通量が多い 幹線道路など豪雪時に優先的に除排雪作業を 実施する緊急除雪路線を定めています。また、 雪害対策要綱や要領に雪害時の基準や対応な どを定めています。
1-6	暴風雪や豪雪への備 え			昨冬の札幌大雪における課題や検証結果について情報収集し、市の取り組みの参考にしては。	雪対策課 土木事業所	札幌の状況について、様々な情報を収集しており、北海道防災会議での報告などを参考にしながら、国や北海道とも対応を検討していきます。
			P18	大雪時の通行止めの対策を考えてほしい。	雪対策課 土木管理課 土木事業所	大雪時の通行止めなどは、暴風雪・地吹雪対応マニュアルに基づき対応します。
		(2)暴風雪や地吹雪 時の対応		吹雪や豪雪時には、無理に外出をしないとういことが命を守る場合もあるが、日頃の家庭での備えがないと、食糧や燃料など冬場は特に困ることも起こる。数年前に旭川でも大規模な停電があったが、冬場だったらと考えると、各家庭に、備蓄用の食糧や電気の必要ないストーブ(灯油や薪など)を備えるなどの呼びかけを市を巻き込んだ形でできないか。	雪対策課 土木事業所	暴風雪や地吹雪時には、不要不急の外出を控えること、車が立ち往生した場合には身の安全を守る行動をとることなど、国や北海道が作成したポスターの掲示や啓発チラシの配布を行っているほか、本市HP上にリンクを貼るなど、平時から市民の危機意識向上の啓発に取り組んでいます。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(3)市民や関係機関 との情報共有体制の 構築	P18	道路維持連絡協議会での意見等は請負業者まで通達になっているのか。 公共交通機関の参加団体はどこか。	雪対策課 土木事業所	道路維持連絡協議会に、除雪企業は出席していませんが、関連する内容があった場合には、除排雪業者ネットワーク協議会に申し送りすることとしています。公共交通機関は旭川地区バス協会です。
1-6	暴風雪や豪雪への備 え		P18	天気予報が数段確率が高くなった今、暴風雪や 豪雪の予報がでた場合、オペレータや機械を待 機してもらう体制を作る。		気象情報も参考に除雪センターは出動判断を 行っていますが、大雪や暴風雪の情報があった 場合には、本市の指示により待機するなどの対 応をとっています。
		(4)気象情報システ ム活用の検討		暴風雪や豪雪は、天気予報で予見できるので、 あらかじめ体制を確保しておくことが大切だと思う。例えば、小学校以下は休校とか、不要不急 の外出は避けるとか、除雪体制が主要路線以外 は入れないとか等の情報共有を教育委員会、道 路防災関係機関、報道機関などにリンクしニュー スなどで事前に市民に周知してもらう。テレビで 字幕表示し、市民に自ら考えて行動してもらう。	雪対策課 土木事業所	17ページの「暴風雪・地吹雪対応マニュアルに基づく対応」に記載のとおり「データ放送やホームページ, SNSによる緊急的な情報発信」に取り組んでいく考えです。
		(1)地域総合除雪体 制の推進	P19	R6目標値は代理出席も可としてでも100%とすべきではないか。	雪対策課 土木事業所	地区除雪連絡協議会は代理出席も可能としていますが、現状では40%を下回る状況のため、半数以上の60%を目標数値としています。
			P20	旭川市の除雪体制を知ってもらうためにも、除雪連絡協議会総会には必ず各町内会役員・市民委員会役員は出席してもらう。	雪対策課 土木事業所	20ページの「地区除雪連絡協議会の活性化」の「今後必要なこと」に記載のとおり「市民の積極的な参画を促すため総会の内容などについての地域との協議」に取り組んでいく考えです。
2-1				4地区統合に見合った地域総合除雪体制を再構築すべき。(市民・行政・企業の役割分担再考)	雪対策課 土木事業所	令和3年度に除雪業務の発注形態を4地区に統合しましたが、9地区の地域総合除雪体制については、地区除雪連絡協議会や雪対策審議会、除雪企業の意見も伺いながら、地区統合の検証と検討を行っていく考えです。
				協議会の参加者には、会議やスポーツなど施設 の利用を無償にするなどメリットをつける。	雪対策課 土木事業所	今後の取組の参考とします。
				除雪体制への市民参加を推進するため、より一層、啓発活動や市民参画に取り組む必要がある。		御意見のとおり、啓発活動や市民参画に取り組 んでいく考えです。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(1)市民協働による	P22	旭川市の除雪体制を知ってもらうためにも、住民 説明会・除雪パトロール等、冬に行う年間行事を 町内会・市民委員会に組み入れてもらう。		今後の取組の参考とします。
		地域除雪活動の推進	1 22	市民協働の除雪活動を推進するため、より一層、啓発活動や市民参画に取り組む必要がある。		御意見のとおり、啓発活動や市民参画に取り組 んでいく考えです。
				地域除雪活動の支援制度として、4地区センターが小型除雪機やショベル、ダンプの要望を把握し貸出管理を行い、この制度の更なる拡充を図ってはどうか。	雪対策課 土木事業所	今後の取組の参考とします。
2-2	市民協働による地域 除雪活動の推進			札幌市が行っているパートナーシップ排雪の検 証と協働排雪制度の検討。	雪対策課 土木事業所	札幌市のパートナーシップ排雪制度は、「町内会に未加入世帯との不公平感」や「排雪ができる路線とできない路線の不公平感」、「排雪単価の上昇による負担増」などが課題となっています。また、昨シーズンの大雪の際には、作業が追いつかないなど新たな課題もあり、本市としては、生活道路の排雪回数2回を継続していく考えです。
		(2)地域除雪活動へ の支援制度の充実	P22	町内会などの参加者には、会議やスポーツなど施設の利用を無償にするなどメリットをつける。 道外や市外からの参加者には、夏など冬以外の時期に低額宿泊させ、合宿や旅行に来てもらう。 宿泊場所や食事等は農協や自治体がPRを兼ねて低額や移住計画等の住居や公共施設を提供するなどする。 大学や福祉専門学校などの参加者には、授業の取得単位として活用できるようにする。そうすると行政機関にも参加者にもメリットがあり、補助金なども出さずに収入にも繋がるのではないか。	土木事業所	今後の取組の参考とします。
				除雪車両貸出制度は、希望者にはショベル・ダンプのセットでの貸出しがよい。 シーズン中広報でのチラシ発信が必要	雪対策課 土木事業所	除雪車両貸出制度は、地域除雪活動の取組として、市民・除雪企業・行政の3者による協働事業のため、市民にも負担を求めていますが、基本計画に記載のとおり、利用しやすい制度への見直しや、多様な情報媒体による市民周知の徹底を図ります。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
		(1)戦略的な広報活 動の推進	P25	テレビコマーシャル等広報を利用して夏の防犯パトロールや冬の除雪パトロールと同じように活動してもらう。	雪対策課 土木事業所	テレビCMは、制作費・放送費などの費用を調査中で、今後検討していきたいと考えています。24ページの「情報共有体制の構築」に記載のとおり「データ放送やホームページ、SNSによる情報発信」に取り組んでいく考えです。
				12月から3月までの交差点の雪山の解消、通学路の歩道確保など除雪がよかった町内会を表彰する。	雪対策課 土木事業所	今後の取組の参考とします。
		(2)市民意識の啓発 活動の推進	P25	マナーについては、広く市民の目に付くようポスター等での周知を強化してほしい。	雪対策課 土木事業所	24ページの「情報共有体制の構築」に記載のと
				条例検討と並行して、啓発活動にも重点的に取り組む必要がある。	雪対策課 土木事業所	おり取り組んでいく考えです。
2-3	除雪マナーの向上	(3)警察と連携した道路への雪出しや路上駐車のパトロールによる指導		条例制定にも関係するが、除雪マナーやモラルの向上を図るため、冬みちパトロールは必須と考える。このような観点から警察との連携を強化しパトロールの基準や回数を増やす等の更なる取組が必要である。	雪対策課 土木管理課 土木事業所	25ページの「警察と連携したパトロール強化」に記載のとおり「警察と連携したパトロール強化の継続と連携手法の検討」に取り組んでいく考えです。
			P25	町内会単位でのパトロールを実施して、除雪監 視体制を強化すべき。	雪対策課 土木事業所	22ページの「冬みち市民パトロールと冬みちマップ作成」に記載のとおり「雪出し・路上駐車禁止パトロールの継続」に取り組んでいく考えです。
				拡幅排雪終了後の雪出しは国道・道道でも散見される。市民のマナーとして各官庁からも発信してもらう。	雪対策課 土木事業所	令和3年度に国・道・市の3者で締結した道路除排雪における連携協定には、「除雪マナー」について明記していませんが、除雪マナーの啓発についても連携して取り組む考えです。
				条例化されたことを広く市民にアピールする必要性。		御意見のとおり、条例の制定について、広く市民 に周知していく考えです。
2-4	雪対策における情報 発信の推進	(2)誰もが情報を入 手できるよう情報媒体 の多重化の推進	P27	様々な広報ツールを用いて、市民をはじめ関係者に対し情報発信を行い、除排雪に関する関心と認識を促す。 条例が制定された場合は、その内容を周知徹底させることが必要であることから、新聞やテレビ(ニュース、特集)等あらゆる広報活動が必須である。	雪対策課 土木事業所	24ページの「情報共有体制の構築」に記載のと おり取り組んでいく考えです。また、条例の制定 について、広く市民に周知していく考えです。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
				旭川では、「雪という負の財産」を「集客という生の財産」に返還していることを世界、日本全国、 官公庁等にアピールし、更なる集客と発展に繋 げる。	雪対策課 土木事業所	24ページの「情報共有体制の構築」に記載のと おり取り組んでいく考えです。
	雪対策における情報	(2)誰もが情報を入 手できるよう情報媒体 の多重化の推進	P27	SNSなど多様な手段により、世代を意識した情報発信に取り組まれることを望む。	雪対策課 土木事業所	
2-4	発信の推進			雪対策の状況をアプリという形で発信できないか。今日は何時からどの地区の除排雪をする予定ですとか、雪捨て場の状況ですとか、雪に関して困った場合の連絡先をボタン1つで繋がることもできるのかと思う。	雪対策課 土木事業所	今後の取組の参考とします。
		(4)除雪作業の可視 化	P27	旭川市のホームページ等に除雪の状況等を載せているので分かりやすい。	雪対策課 土木事業所	今後も情報共有体制の構築に努めていきます。
		(1)中心市街地にお ける冬期バリアフリー の推進	P28	歩道の除雪をしっかりやってほしい。	雪対策課 土木事業所	歩道除雪作業は、小型のタイヤショベルで行うこと,除雪時の堆積スペースの確保が必要となることから,原則的に有効幅員が2m以上の歩道を対象としています。除雪手法の工夫や歩道除雪のあり方について、除雪連絡協議会、雪対策審議会や除雪企業の意見も伺いながら、検討を進めていく考えです。
3-1	高齢者等の移動手段 の確保	(2) 村 海北八 井 本语	P28	冬は危険なので不要不急の外出は避け、買い物の宅配や医療機関への移動などは、安全なタクシーを補助費を出して活用する。また、同じ病院等へ向かう場合は、ジャンボタクシー等の相乗りを活用させ合理化してはどうか。	福祉保険課	今後の取組の参考とします。
				大雪などで、送迎の車が家の前までは入れない、遅れるなど、病院やリハビリに通っている人が不便を感じていると聞いた。		公共交通機関の運行経路については、28ページの「公共交通機関の運行経路における除排雪強化」に記載のとおり「公共交通機関の運行経路における除雪水準の検討」に取り組んでいく考えです。
				交通事業者のみならず社会福祉協議会等の福 祉関係機関と連携した取り組みを望む。	福祉保険課 長寿社会課	今後の取組の参考とします。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
3-1	高齢者等の移動手段	(2)快適な公共交通 機関の確保	P28	冬場重い荷物を抱えバスやタクシーに乗る高齢者や、ソリに荷物をのせ運ぶ高齢者の姿が気になる。市として買い物の支援はできないか。家にいながら注文ができるシステムや、現地への送迎など、冬場(近くに買い物ができる場所がなくなったがために)生活するのが困難な方への支援が必要だと感じる。	福祉保険課長寿社会課	今後の取組の参考とします。
3-I	の確保		P28	停留所付近の除雪体制の確保、バス路線における路面管理と除排雪については、道路管理者の垣根を超えた連携をお願いしたい。バス路線の幅員が狭くなると、遅延や運休等が常態化し、高齢者を含むバス利用者に多大な影響が出る。	雪対策課土木事業所	28ページの「公共交通機関の乗降所における市民協働体制」に記載のとおり「乗降所付近の実態把握と公共交通機関との協議」や「公共交通機関の運行経路における除排雪強化」に記載のとおり「公共交通機関の運行経路における除雪水準の検討」に取り組んでいく考えです。
		(2)自助・共助の機能 強化	P30	市や町内会等の管理する土地や公園に融雪槽を毎年少しづつでも設置していければ、町内会ごとの活動で除排雪できるのではないか。資金は、クラウド、ふるさと納税、国の補助金などを複合的に活用できないか。融雪槽は地下水に戻すだけで配管の必要もなく、雪を入れるだけなので年配者でもできるのではないか。	雪対策課 公園みどり 課 土木事業所	今後の取組の参考とします。
				各高校の運動部・大学生のボランティアなど地域と協働でお願いする。		32ページの「住宅前道路除雪事業」や「高齢者等除雪支援事業」の「今後必要なこと」に記載のと
3-2	除雪の担い手不足の 解消			除雪ボランティアの担い手として町内会、学校 (少年団、部活等)、企業等の応募を図る上で、 有償も含めた制度化の検討が必要である。		おり「地域の支え合いによる除雪体制の構築に向けた地域住民等が担い手となる除雪支援の取組の推進」に取り組んでいく考えです。
	//T+/H	(3)ボランティア育成	P30	ボランティア活動、補助金制度の充実。	価値体映録	29ページの「除雪ボランティアの確保と育成」に 記載のとおり「除雪ボランティアの確保と育成の 継続」に取り組んでいく考えです。
		の推進		道外・市外の高校や大学等に対して、「冬(12~3月)に旭川市内の除雪ボランティアに参加したら、冬以外の春から秋の好きな時期に旭川で旅行や合宿に無償又は低額で参加できる。」などを企画し大体的に広報し、担い手不足を解消する。	観光課 雪対策課	今後の取組の参考とします。
				企業や学校がボランティア参加がしやすくなるような環境整備、メディアを活用した広報活動に取り組むとともに、観光客向けの「雪かき」体験など従来の枠組に捉われない新たな取り組みの検討を望む。	観光課 雪対策課	今後の取組の参考とします。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
				住宅前除雪を町内会で実施しているが、まだまだ少ない。もっとPRをお願いする。	長寿社会課障害福祉課	29ページの「企業や学校との連携」に記載のとおり、担い手発掘のため企業・学校等訪問して説明を行うなど、協力団体の更なる確保に努めていく考えです。
				ボランティア活動、補助金制度の充実。	長寿社会課 障害福祉課	31ページの「各支援制度の実施と検証」や32 ページの「除雪支援制度の充実」に取り組んでい く考えです。
3-3	除雪弱者への支援制 度の推進	(1)除雪弱者への支 援制度の推進	P32	隣近所、町内会など古き良き日本文化の助け合い精神と文化を小さな子供の頃の教育から実施すると大人になっても助け合いの精神を忘れないのではないか。現段階では、除雪弱者が除雪しなくてもすむような、通路の屋根や融雪施設など新規住宅設備設置の際に税制面で優遇してはどうか。	建築総務課	今後の取組の参考とします。
				御近所での付き合い方で助け合いも大切にな る。	長寿社会課障害福祉課	32ページの「高齢者等除雪支援事業」の「今後必要なこと」に記載のとおり「地域の支え合いによる除雪体制の構築に向けた地域住民等が担い手となる除雪支援の取組の推進」に取り組んでいく考えです。
		(1)雪のイベントと冬 季観光	P35	各町内会でイベントとして雪ダルマ大会等の催し 物を開催して、住宅からの雪出しを少しでも少な くする。	市民活動課雪対策課	今後の取組の参考とします。
				観光客に「除雪を体験ツアー」の企画を旅行エー ジェントに提案してはどうか。(観光客が除雪ボラ ンティアの担い手)	観光課	今後の取組の参考とします。
4-1	雪と親しむまちづくり			雪捨て場を活用して冬のサーキット会場をコース別に造設し、廃車の車両で観光客やマニア、企業、安全協会などに低額で貸出し、冬道訓練や冬道走行をさせて楽しませる。	雪対策課 土木事業所	雪堆積場の開設中は、ダンプの往来やブルドーザの雪押し作業があるため、安全管理上の問題があり、閉鎖後は雪山でスペースがないため、サーキット会場などに活用することは現実的ではないと考えています。
				市内の雪を集めて、毎年、ギネスに挑戦企画を 実施し、エジプトのクフ王のピラミッドに冬期間で どれだけ近づけられるか、全国から参加者を募 る。PRにもなるし、毎年、冬期間の宿泊客が増 加する。	観光課	今後の取組の参考とします。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等		回答等(市の考え方)
4–1	雪と親しむまちづくり	(2)雪と親しむスポー ツの充実	P35	スキー場は、リフト代なども高額で、子供単位で活用するのは難しく感じる。旭川の除雪の雪を活かして山を整備し、子供スキー場など、気楽に遊べる施設はできないか。当麻町のスキー場はロープリフトですが無料で、係の方も親切で、子供を遊ばせやすい。	スポーツ課	運搬排雪する雪は、防滑砂などが混在し、怪我などの心配があるため、子供の遊び場として活用することに適さないと考えています。(雪対策課) 旭川市内のスキー場は3箇所あり、各スキー場によって子供向けのリフト料金設定や、子供が遊べるスペースを設置するなど、子供がスキーに親しみやすい環境づくりに取り組んでいます。また、スタルヒン球場にはちびっこスキー場を設置するなど、各公園において冬季でも子供が遊べる環境づくりに取り組んでいます。(スポーツ課)
4-1 4-2 4-3	雪と親しむまちづくり 雪を利用した技術の 活用 雪に強いまちづくり	(1)~(2) (1)~(2) (1)~(2)	~	道路の除排雪や市民の除雪が重視され、利雪・ 親雪の取組は後回しにされがちであるため、関 係各課と連携し着実に取り組む必要がある。	雪対策課 土木事業所	御意見のとおり、親雪・利雪・克雪の取り組みについては、庁内連絡会議のほか、関係各課と連携して取り組んでいく考えです。
4-2	雪を利用した技術の活用	(1)雪氷冷熱エネル ギーの利活用の調査 研究		越冬野菜の保存方法のPR等実施してはどうか。	環境総務課	今後の取組の参考とします。
				雪を活用した再生可能エネルギーの探求 研究機関、有識者等によりプロジェクトを立上 げ、他都市による冷温倉庫等の事例を検証し実 証実験を行い実用化を目指す。	環境総務課	今後の取組の参考とします。
				貯蔵施設や酒造(日本酒、ワイン等)施設、IT サーバー関連の冷却、実験施設などへの活用 の企業誘致を実施し、誘致するために税金を固 定資産税を無料にする。人を集めて従業員等の 生活費でお金を落としてもらう。	環境総務課企業立地課	今後の取組の参考とします。(環境総務課) 企業誘致を推進するため、課税免除や雇用助成金など,最大で2億6,000万円の助成制度を開設しています。特に、環境配慮型の施設を整備した場合には、整備費用の半分(上限5,000万円)を助成するほか、固定資産税と都市計画税を5年間に延長して免除するなど、より優遇した助成内容としています。昨年度の立地企業の中には、この助成制度を利用して、氷室に貯蔵した雪を夏期に雪冷房として利用することで、冷房負荷とCO2を削減する施設を併設した企業もあります。そのほか、雪氷冷熱エネルギーを利用したデータセンターの誘致にも取り組んでいます。(企業立地課)

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
4-2	雪を利用した技術の活用	(1)雪氷冷熱エネル ギーの利活用の調査 研究	P36	公共施設等において雪氷冷熱の取組は下火傾向となっているが、食品関係では日本酒や農産物の雪室による高付加価値化の取り組みが進んでおり、食品産業が旭川においても活用可能性が高いと思う。	環境総務課	今後の取組の参考とします。
4-3	雪に強いまちづくり	(1)雪に強い住環境の整備	P38	新築住宅には必ず融雪槽を設置するようにと いった条例の制定	建築指導課 雪対策課	基本計画では、雪置き場や融雪施設の設置を促進する取組を検討することとしており、基本的に、各世帯が敷地の状況に応じて、選択するべき内容と考えています。条例に盛り込む内容については、審議会でにおいて審議することになりますが、ごみステーションの設置のように強制力のない努力義務(お願い)と違い、必ず融雪施設を設置するとの義務付を条例に盛り込むことは慎重な議論が必要であると考えています。
4-3	雪に強いまちづくり	(1)雪に強い住環境の整備	P38	雪に限らず、エコで防災に強い旭川市を実現するたためにも、新たに家、店舗等を新築する者や中古住宅、マンション等を購入する者に対して①無落雪対策の家又は屋根を造ると税金の控除年数を延長する②融雪層を設置すると税金の控除年数を延長する。③太陽光発電や蓄電池、EV付き車庫の設置も同様④中古住宅や既存の家に設置しても優遇される。取得税や固定資産税を一定期間減免する。購入者だけでなく、販売者も何かしらのメリットを受けられる等すれば、市の持ち出し金の負担も軽減し、業者も繁盛して景気も良くなり、働く(人)場所と法人からの税収もアップするのではないか。降雪量に応じて落雪の指導・相談が増えている。空き家の持ち主は把握されていると思うが、状況写真などでの通達が必要。		今後の取組の参考とします。 道路や隣地に落雪が生じる空き家の所有者等には、空き家を適切に維持管理するよう落雪の 状況写真を添えて助言・指導等を行っておりま す。

番号	施策の展開	取組項目		質問·意見等	担当課	回答等(市の考え方)
4-3	雪に強いまちづくり	(1)雪に強い住環境の整備		管理不全の空き家が増加傾向にあり、新築時の 雪対策に関する指導と共に、空き家の雪対策に も着実に取り組む必要がある。	建筑长道部	37ページの「雪に強い住環境の整備」に記載の とおり「落雪や敷地外への飛散等の所有者責任 の理解向上」や「安全・安心な住環境の確保」に 記載のとおり「適切に管理されていない空家等 の所有者に対する周知や啓発」に取り組んでい く考えです。
		(2)冬期バリアフリー 対策	P38	冬期バリアフリー対策として、通行量の多い歩道 や段差があるような場所に砂箱を設置し、利用 者に適宜撒いてもらう等の工夫をしてはどうか。	当 对束誅	22ページの「地域除雪活動による防滑作業」に 記載のとおり「地域除雪活動等を含む協働によ る砂散布体制の継続と推進」に取り組んでいく考 えです。
				除雪作業での点字ブロックの破損などないので しょうか。		除雪作業などで点字ブロックを破損した場合は、 雪融け後に除雪企業が補修を行います。